

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和4年5月18日 13時30分ごろ
発生場所	長崎県 <small>さいかい</small> 西海市 <small>かた</small> 片島南方沖 御床島 <small>みとこ</small> 灯台から真方位029° 3.4海里付近 (概位 北緯33° 03.5′ 東経129° 34.1′)
インシデントの概要	遊漁船 <small>だいふく</small> 大福丸は、主機を停止して漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年5月20日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 大福丸、4.4トン 292-47547長崎、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力139.70kW、回転 数毎分2,500、6気筒、ボア105mm、使用燃料軽油、昭和 61年3月16日進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、釣り場所を変えては、主機を停止して漂流した後、主機を始動しようとしたところ、主機が始動できず、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が、数回主機の始動を試みたが始動できず、バッテリーが過放電状態になったと判断して118番通報した後、来援した巡視艇によりえい航された。</p> <p>船長は、令和3年5月ごろにバッテリーを交換し、交換後は充電器を使用して不定期にバッテリーの充電を行っていた。</p> <p>船長は、令和4年5月8日ごろにバッテリーの充電を行っており、その後は、本船を運航していなかった。</p> <p>船長は、本インシデント発生当日、出港時からインシデント発生時までの間、5～6回釣り場所を移動し、各釣り場では、主機を停止して航海計器等は作動した状態で流し釣りを行っていた。</p>
分析	本船は、釣り場を数回移動しながら漂流中、船長が、航海計器等を作動した状態で主機を停止していたことから、バッテリーの蓄電容量が低下し、過放電となり、主機を始動しようとした際、セルモータが回らず主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。

<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、釣り場を数回移動しながら漂泊中、船長が、航海計器等を作動した状態で主機を停止していたため、バッテリーの蓄電容量が低下し、過放電となり、主機を始動しようとした際、セルモータが回らず主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、主機を停止して漂泊を行う場合、バッテリーの蓄電容量が極度に低下することがないように、電子機器等を長時間連続で使用しないこと。</li><li>・ 予備バッテリーを備えておくことが望ましい。</li></ul>